

国際的な基準を踏まえた農林中央金庫の資産及び負債の
秩序ある処理について

令和3年6月30日
国際金融秩序に対応した系統金融システムの
在り方に関する検討会

1 はじめに

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発した国際的な金融危機の経験を踏まえ、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがある場合の金融機関の処理に係る議論が国際的に行われ、平成23年（2011年）10月に、金融安定理事会（「FSB」）¹において、金融システムの安定に係る国際的な基準である「金融機関の実効的な処理の枠組みの主要な特性」（以下「国際的な基準」という。）が策定され、同年11月のG20カンヌ・サミットにおいて合意されている。

国際的な基準においては、グローバルな金融システム上重要な金融機関（以下「G-SIB」という。）²について、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合に、その資産及び負債の秩序ある処理に関する措置を講ずることができる仕組みを整備することが求められている。

農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関として、近年、国際的な活動の規模を拡大し、G-SIBに選定される蓋然性が高まってきていることから、国際的な基準に対応する必要が生じているところである。

こうした状況を踏まえて、本検討会は、農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）において、農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について検討を行い、その結果を取りまとめたところである。

2 農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置については、具体的には以下のとおりとすることが適当である。

(1) 対象

貯金保険法の対象である農水産業協同組合（農林中金、農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、信用事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）等）のうち、G-SIBに選定される可能性があるのは農林中金のみであることから、農林中金を対象とする。

¹ FSBはFinancial Stability Boardの略。G20を中心に25か国・地域（令和2年（2020年）末時点）の政府・中央銀行、国際機関が参加し、国際的な金融システムの安定のための国際金融ルール等を策定（我が国では、金融庁、財務省、日本銀行が参加）

² G-SIBはGlobal Systemically Important Bankの略。G-SIB候補となる76金融機関（農林中金を含む。）を対象に、規模、国際的活動等の5つの基準を踏まえ、金融安定理事会（FSB）が毎年11月に選定。令和2年（2020年）は30金融機関が選定され、我が国では3メガバンクが平成23年（2011年）以降、毎年G-SIBに選定されている。

(2) 秩序ある処理に関する措置の必要性の認定手続

主務大臣は、農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議³の議を経て、秩序ある処理に関する措置の必要性の認定を行うこととする。

(3) 貯金保険機構による監視等

① 主務大臣は、(2)の認定を行ったときは、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）による監視をされる者として指定するものとし、必要な措置を命ずることができることとする。

② ①の指定がなされた場合、

ア 貯金保険機構は、裁判所の許可を得て、農林中金の役員の選解任を行うことができることとする。

イ 貯金保険機構は、農林中金の会員である農水産業協同組合による債権の回収等により、農林中金の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該組合に対し、債権者としての権利を行使しないことの要請をしなければならないこととする。

ウ 主務大臣は、農林中金に対し破産手続開始等の申立てが行われたときは、裁判所に対し、その決定時期等について意見を述べることができることとする。

(4) 貯金保険機構による資金の貸付け及び優先出資の引受け等

① 貯金保険機構は、(2)の認定に係る農林中金から資金の貸付け等の申込みを受けた場合、必要があると認めるときは、当該貸付け等を行う旨の決定をすることができることとする。

② 貯金保険機構は、(2)の認定に係る農林中金から優先出資の引受け等の申込みを受けた場合、主務大臣に対し、当該引受け等を行うかどうかの決定を求め、主務大臣は、農林中金の経営の合理化のための方策の実行が見込まれる等の場合に、当該引受け等を行うべき旨の決定をすることとする。

³ 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第42条に規定されている、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議する会議。議長は内閣総理大臣、議員は内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（金融）、金融庁長官、財務大臣及び日本銀行総裁。このほか、必要に応じて関係大臣等が臨時で参加可能。

なお、金融システムの著しい混乱を生ずるおそれがある場合にあっては、貯金保険機構が資金の貸付け及び優先出資の引受け等を迅速に実施する必要があることから、政府保証を付した上で他の金融機関又は日本銀行から資金を調達できることとする。

(5) 秩序ある処理に要する費用負担

秩序ある処理に要する費用負担については、

- ① 原則として、貯金保険機構による資金の貸付け及び優先出資の引受け等を受けて健全性を回復した農林中金が、貯金保険機構からの借入金の弁済や出資買戻しを行うこととなるが、
- ② 主務大臣が、農林中金が借入金の弁済や出資買戻しができない場合等必要があると認めるときには、農林中金又はその会員である農協等が特定負担金を納付し、
- ③ 特定負担金のみで費用を賄うとしたならば、農林中金又はその会員である農協等の財務の状況を著しく悪化させ、金融システムの著しい混乱を生ずるおそれがあると認められるときに限り、政府が補助することができることとする。

(6) 早期解約条項の発動の停止

(2)の認定がされた場合などにおいて、農林中金が締結しているデリバティブ契約が一斉に解約されると、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあるため、主務大臣は、秩序ある処理を理由とするデリバティブ契約の解除等を定めた早期解約条項について、貯金保険機構による資金の貸付け等など金融システムの著しい混乱を生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの期間において、その効力を有しないこととする決定を行うことができることとする。

(7) その他

国際的な基準においては、金融機関を他の金融機関に合併・事業譲渡させる措置も提示されているが、農林中金については、

- ① 農林水産業者の協同組織を基盤とする全国唯一の機関であり、その役割を代替できる機関が他に存在しないこと
- ② 国際的な基準においては、他の金融機関に合併・事業譲渡させる措置は、対象となる金融機関の特性を踏まえ、設けることは必須とされていないこと

から、農林中金を他の金融機関に合併・事業譲渡させる措置は設けないこととする。

3 今後の検討にあたっての留意事項

本検討会において委員から以下の趣旨の発言があり、これらについて留意しつつ、今後更に検討を進めていくことが適当である。

- ・ 秩序ある処理の必要性が認定されると、貯金保険機構が農林中金の業務の遂行や財産の管理・処分を監視することとなるため、この実効性を確保する観点から制度の運用や貯金保険機構の体制等について検討すべきである。
- ・ これまでG-SIBに、農林中金と全く同じような協同組織金融機関が選ばれていないことから、農林中金、信連、農協等の系統金融機関の特性について国際的な理解を深めてもらえるようにしていただきたい。
- ・ 一般的な倒産手続で言えばスポンサー型と呼ばれるタイプの処理手続（ブリッジバンクを活用する処理手続）がよく用いられているが、今回、農林中金については、スポンサー型ではなく自主再建型を採用するということなので、国際的な説明責任を果たしていく上でも、自主再建型を採用した理由を丁寧に説明していく必要がある。

4 おわりに

以上が本検討会における検討の結果である。国際的な基準に対応するための貯金保険法の一部を改正する法律案は本年5月28日に成立し、6月4日に公布されたところであり、今後、関係者におかれては、本報告書に示された今後の検討にあたっての留意事項を踏まえて、農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の適切な運用等について検討を進められることを期待する。

国際金融秩序に対応した系統金融システムの
在り方に関する検討会委員等名簿

座長	大野 早苗	武蔵大学経済学部 教授
委員	秋吉 亮	農林中央金庫 常務執行役員
	石黒 秀一	J Aバンク代表者全国会議 副議長
	井上 聡	弁護士
	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 教授
		マネックス証券株式会社 専門役員
	加々美 博久	弁護士
	中平 和典	全国漁業協同組合連合会 専務理事
	早崎 保浩	リコー経済社会研究所 所長（前 農林中央金庫 国際戦略常任アドバイザー）
	山田 秀顕	全国農業協同組合中央会 常務理事
	増田 直弘	農水産業協同組合貯金保険機構 理事長
	橋本 裕治	農水産業協同組合貯金保険機構 理事

オブザーバー 農林水産省、金融庁、財務省、日本銀行

(敬称略)